

企業再生・債権管理ニュースレター

2020年12月号

包括担保に関する近時の議論状況

・はじめに	森・濱田松本法律事務所
・包括担保類似の法制度	弁護士 松井 裕介 TEL. 03 6266 8701 yusuke.matsui@mhm-global.com
・担保法制研究会における議論の整理	弁護士 荻野 績 TEL. 03 6212 8348 tsumugu.ogino@mhm-global.com
・あり方研究会第1回事務局資料で示されていた制度イメージ	弁護士 原田 昂 TEL. 03 6266 8512 takashi.harada@mhm-global.com
・あり方研究会第3回事務局資料で示された「事業成長担保権(仮称)」の制度イメージと要検討事項	弁護士 渡辺 真菜 TEL. 03 6266 8565 mana.watanabe@mhm-global.com
・まとめ	

・はじめに

金融庁は、2020年11月4日、価値ある事業を支えられるような望ましい融資・再生実務のあり方について、金融機関に借り手の事業継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような事業全体に対する包括的な担保権(以下「包括担保」といいます。)等の可能性を含め検討するため、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」(以下「あり方研究会」といいます。)を設置しました。

同日に開催された第1回あり方研究会における事務局資料(以下「第1回事務局資料」といいます。)では、包括担保の具体的な制度イメージが、制度設計に関する論点とともに示されており、2020年12月16日に開催された第3回あり方研究会では、これまでの議論の整理とともに、新しい包括担保の制度構想として「事業成長担保権(仮称)」の案が示されました。

また、金融庁が設置したあり方研究会に先立ち、2019年3月に公益社団法人商事法務研究会が設置した「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」(以下「担保法制研究会」といいます。)においても、法務省の関与のもと、包括担保に関する検討を含めた担保法改正の議論が行われていました。

本ニュースレターでは、今後の融資・再生実務のあり方に大きな影響を与える可能性がある、包括担保に関する近時の議論状況についてご紹介します。

・包括担保類似の法制度

あり方研究会は、金融機関に適切な動機付けをもたらすための新たな選択肢として包括担保の検討を行っていますが、現行の法制度においても、以下のような包括担保類似の法制度が存在します。

企業再生・債権管理ニュースレター

1. 財団抵当制度

企業の事業活動においては、土地、建物、機械、工業所有権等が有機的一体のものとして機能することで、その価値を発揮しています。しかし、これら全てに対して個別に担保権を設定するには手間や費用が大きな負担となる上、設定された各担保権が個別に実行されることにより当該企業が解体されるおそれもあります。

財団抵当制度は、そのような事態を防ぐため、有機的に結合された統一体としての企業設備を一体として把握し、これに一つの担保権を設定することを可能とする制度です。

もっとも、どのような事業のために用いられる財産について財団を組成できるかは法定されており、現在 9 種類¹についてのみ財団の組成が認められています。すなわち、法定された 9 種類以外の事業では財団抵当を利用することができません。

また、財団を組成することができる財産が物的設備と物権的権利に限定されており、工業所有権以外の知的財産権や債権を財団の組成物件とすることができません。加えて、財団目録の作成・変更が煩雑であり²、財団の組成物件の追加・除外に支障を生じさせかねないことから、財団抵当はそれほど利用されていないのが実情です。

2. 企業担保権

企業担保法は、上記の財団抵当法の問題点を解決するために制定されたものであり、企業担保権の対象は「株式会社の総財産³」となっています（企業担保法 1 条）。

企業担保権者は、債務者（設定者）である会社に現に属する総財産について優先弁済権を有しますが（企業担保法 2 条）、企業担保権は、その成立時期や対抗要件を具備した時期の先後にかかわらず、一般の先取特権、特別の先取特権、質権及び抵当権に劣後します（同法 7 条）。また、会社の個別財産上に存する地上権、賃借権などの権利は、企業担保権の登記後に対抗要件を具備したものであっても企業担保権者に対抗することができることとされており（同法 6 条）、企業担保権に優先弁済権があるとしても、企業担保権者は無担保の一般債権者に優先するに過ぎません。

また、企業担保権の被担保債権は、設定者である会社の発行する社債に限られていること（企業担保法 1 条 1 項）、企業担保権の目的は「株式会社」の「総財産」とされているため、企業担保の設定主体は株式会社に限られ、企業が営む複数の事業のひとつについて企業担保権を設定することができないこと（同項）、企業担保権の法定された実行方法は、裁判所により選任された管財人による一括競売又は任意売却によ

¹ 工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、観光施設財団、鉄道財団、軌道財団及び運河財団の 9 種類を指します。

² 例えば、工場抵当の所有権保存の登記を申請する場合には財団目録に記載すべき情報を提供しなければならず（工場抵当法 22 条）、工場財団目録に記載した事項に変更が生じた場合には遅滞なく工場財団目録の記録の変更の登記を申請しなければならない（同法 38 条）とされています。

³ 総財産には、不動産、動産、債権、特許などの知的財産権等を含みますが、「のれん」などの事実上の資産は含まないとされています。

企業再生・債権管理ニュースレター

る会社の総財産の換価であること（同法 30 条 1 項、37 条 1 項）等から、企業担保権はほとんど使われていないといえます。

3. 一般担保付社債

一般担保とは、設立に関する特別法が規定されている発行体の社債について、当該発行体の総財産上に一般の債権者に対する優先権を認める制度です。一般担保は、設立に関する特別法を根拠に成立するため、特別法を有する一定の発行体が社債を発行すれば、当事者間の合意等によることなく、当然に当該発行体の総財産の上に一般担保が成立することとなります。

一般担保付社債の例としては、資産流動化法に基づき特定目的会社が発行する特定社債や、電力会社が発行する電力債が挙げられ⁴、例えば、資産流動化法では、以下のとおり、一般担保が民法の規定による一般の先取特権に次ぐものと定められています。

第 128 条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、資産流動化計画をもって別段の定めをすることを妨げない。

2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

一般担保の問題点としては、一般担保の先取特権の順位が民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされており優先弁済機能に乏しいこと、一般担保を実行する際の実務が確立していないこと、利用できる債務者や被担保債務が限定されていることが挙げられます。また、債務者の総財産が一般担保の対象となってしまうため、複数の事業がある債務者において利用しにくい制度といえます。

・ 担保法制研究会における議論の整理

上記のとおり、金融庁が設置したあり方研究会に先立ち、法務省が関与する担保法制研究会を中心に、担保法制の改正に関する検討が進められていました。

担保法制研究会において、包括担保との関係では、従来の財団抵当制度及び企業担保権の見直しとともに、一つのまとまりとしての事業資産に担保権を設定する新たな担保制度の導入が議論されています。後者については、第 11 回担保法制研究会（2020 年 1 月 23 日）で金融庁からのヒアリングが、第 20 回担保法制研究会（2020 年 10 月 22 日、

⁴ なお、2015 年 6 月に成立した「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）」により、2020 年 4 月 1 日以降、電気事業法における一般担保に係る規定は廃止されました。一方、当該規定の廃止に伴い、電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に影響を及ぼすことがないよう、改正法の施行後 5 年間に限り、経済産業大臣の認定を受けた者は、一般担保付社債を発行することが可能となる旨の措置が設けられており、2020 年 3 月 27 日付で東京電力 HD や関西電力を含む電気事業者 11 社が当該認定を受けています（<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200327013/20200327013.html>）。

企業再生・債権管理ニュースレター

議事録未公表)で金融庁及び中小企業庁からのヒアリングがそれぞれ実施され、検討が深められています。

1. 財団抵当制度及び企業担保権の見直し

上記のとおり、財団抵当制度及び企業担保権はあまり広く活用されておらず、その利用例はプロジェクトファイナンス等に限定されていることから、これらを今後どのような形で活用していくのか、そもそも活用していく余地があるのかという視点から、概要、以下のとおり議論されています。

(1) 財団抵当制度の見直し

財団抵当制度に関しては、第9回担保法制研究会において、法務省から、概要、以下のとおり提案・問題提起がなされています。

- ✓ 財団抵当制度を利用することができる事業の内容や業態を現行法上の9種類から拡大する必要はないか
- ✓ 財団の組成物件とすることができる財産の範囲を拡大するか(例えば、売掛債権などの集合債権、棚卸資産などの集合動産、工業所有権以外の知的財産権、のれんや営業上の秘密などの事実上の企業利益を財団の組成物件に含めるのはどうか)
- ✓ 財団を組成するための要件として、組成物件が相互に有機的に結合して一体となっていること等、組成物件相互の関係に関する要件を設けるべきか
- ✓ 現状、財団目録の作成及び変更が煩瑣であり、組成物件の変動を目録に反映させることは困難との指摘があるが、財団目録の記載方法を柔軟化する等公示方法の在り方をどのように考えるか

この提案・問題提起を受けて財団抵当制度の見直しが議論された結果、概要、以下の指摘がされ、これらの観点に加えて、下記2の包括担保に関する検討も踏まえつつ、引き続き議論が深められることとされています。

- ✓ 財団抵当制度においては、担保目的物を場所(不動産)で特定するため、物的編成主義⁵の公示制度が可能となることや、個別の処分や権利行使等によって一体としての財産価値が毀損されることを防げる等のメリットがある
- ✓ 一方で、リース物件や所有権留保されている物等の他人の所有物の取扱いによっては、必ずしも組成物件相互の有機的一体性を維持することができるわけではなく、そもそも個々の動産・不動産を有機的に結合したかたまりとし

⁵ 「物的編成主義」とは、対象資産を単位とした登記によって権利関係を公示する制度をいい、日本の不動産登記法はこの物的編成主義を採用しているとされています。これに対して、人ごとの公示制度を設けることを「人的編成主義」といいます。

企業再生・債権管理ニュースレター

て見ることで価値が上昇するという前提自体に疑義がある

- ✓ 担保権者にとっては、担保目的物を一括して処分するか、個別に処分するか選択できるほうが望ましく、一度財団が組成されるとその一部を個別に処分することができないというのでは利用しにくいのではないか
- ✓ 一度財団抵当権が設定されると、その後他の者が取得できる担保権は大幅に制約されてしまうため、財団抵当権を取得する融資者が財団の価値に見合った十分な額の融資をしないようなケースでは資金調達に深刻な問題を生じる

(2) 企業担保権の見直し

企業担保権については、第9回担保法制研究会において、法務省から、概要、以下のとおり問題提起がなされています。

- ✓ 企業担保権の効力を強化する必要があるか
- ✓ 被担保債権を社債以外にも拡大すべきか(仮に拡大する場合には、被担保債権の弁済期や額について何らかの要件を設けるか)
- ✓ 利用可能な主体を株式会社以外の法人に拡大する必要があるのではないか
- ✓ 会社が営む複数の事業のうち一部に属する財産を目的とする企業担保権の設定を可能とすべきではないか

この問題提起を受けて企業担保権の見直しが議論された結果、概要、以下の指摘がされ、これらの観点に加えて、下記2の包括担保に関する検討も踏まえつつ、引き続き議論が深められることとされています。

- ✓ 法的倒産手続との関係を考慮すると、企業担保権の効力を現行法よりも強めることは適切とはいえないのではないか
- ✓ 仮に企業担保権を見直すとしても、それほど利用が進んでおらず、他の担保制度で代替可能な部分が多いことに鑑みれば、格段に簡便で低コストな制度としないかぎり、今後も利用が進まないのではないか
- ✓ 企業担保権の最大の問題は担保価値の適切な算出が難しいことである

2. 包括担保の創設

現行の担保法制では、個別財産に対する担保権の設定を基本としています。財団抵当制度及び企業担保権によって包括的な担保権設定も可能とはされているものの、これらの制度には上記のとおり様々な問題があり、その利用が進んでいないことから、事業資産に対して包括的に担保権を設定する新たな担保制度の整備が、従来から議論されてきました。

企業再生・債権管理ニュースレター

このようななか、近時では、担保法制研究会において、金融庁から、現行法においては担保目的物たる個別財産の価値に着目した融資が行われがちであり、借り手となる事業者の事業全体の将来を見据えた融資という本来あるべき姿との乖離が生じているとの問題意識が示されており、事業者自身の関心と金融機関の関心をより一致させ、事業者と金融機関が共通の価値を形成していくことに資する担保制度の創設が提案されています。

次章では、担保法制研究会において上記提案を行った金融庁が、自らが設置したあり方研究会においてどのような議論を行っているのかをご紹介します。

・あり方研究会第1回事務局資料で示されていた制度イメージ

上記のとおり、あり方研究会第1回事務局資料では、包括担保の具体的な制度イメージが示されています。この段階で金融庁が提案していた具体的な担保権の内容や、包括的な担保権に関する倒産・事業再生局面における論点は、概要、以下のとおりです。

1. 担保権の概要（担保権の対象、被担保債権、実行手続）

担保権の対象は、原則として、同一の法人格の下にある、将来のものを含めた全ての事業、資産・地位の全部とし、例外的に、当事者の合意により、法人格の下にある全ての事業から除きたい事業を識別する方法（ネガティブリスト方式）も可能とすることが想定されています。また、複数の事業に対して1つの包括的な担保権を設定した後でも、当事者の合意によって、複数の事業それぞれに対する別個の包括的な担保権に分割できるようにする案が提示されています。

被担保債権は、将来債権を含む全ての債権とされ、企業担保権のように制限を設けることはされていません。

また、担保権の実行手続は、原則として裁判所が関与する手続とすることが想定されており、競売による事業譲渡が検討されています。

2. 貸し手（被担保債権者・担保権者）・借り手（担保権設定者）

担保権者の範囲は、「包括的な担保権を適切に活用し、かつ融資責任を負うことができる法人（金融機関等）」に限定することが想定されており、包括担保によって設定者の事業が不当に害されることがないように配慮されています。また、担保付シンジケート・ローンを通じた新たな貸し手による融資や、債権の一部譲渡等を容易にするため、これまでにない制度として、担保権と被担保債権が別人に帰属することも認める制度とすることが提案されています。

一方で、担保権設定者の範囲については、個人の財産・生活を守る観点から、法人に限定するものとされています。

企業再生・債権管理ニュースレター

3. 担保権の優先関係等

担保権には極度額の設定を必須とするとともに、後順位の担保権の設定を認めることにより、新たな貸し手による追加融資を容易にすることも企図されています。

担保権の優先関係は、担保権の優先関係の予測可能性を確保する観点から、原則として登記の先後により決するものとしつつ、事業の継続に不可欠な者を優先的に保護するため、一定の明確な条件を定めて商取引先や労働者等の債権が最優先される制度とすることが想定されています。

さらに、DIP ファイナンスについても貸し手を保護する必要性が高いことから、再建型法的倒産手続において、一定の条件の下、既存の担保権に優先するゼロ順位の担保権の設定を認めるとの方針が示されていました。

あり方研究会第3回事務局資料で示された「事業成長担保権（仮称）」の制度イメージと要検討事項

上記のとおり、2020年12月16日に開催された第3回あり方研究会では、議論の整理（案）とともに、「事業成長担保権（仮称）」と称する新しい包括担保の制度構想が示されました。この制度構想において、これまでの議論内容と関係が深い事項や、これまでより踏み込んだ内容が示された担保実行に関する事項は、概要、以下のとおりとされています。

1. 事業成長担保権の概要

（1）目的物について

第1回事務局資料と同様、目的物については引き続き検討するものとされていますが、動産、債権、契約上の地位、知的財産権、のれん等（将来発生するものも含む。）が含まれるとする一方、不動産、預金債権、振替証券を原則として目的物から除外する案が示されています。事業成長担保権の担保としての意義を維持しつつ、現在の実務との関係にも配慮した検討が進められるものと思われます⁶。

（2）極度額の定めについて

第1回事務局資料に引き続き、極度額の定めについては要検討とされているものの、債務者が極度額の定めを求める場合に、事業成長担保権者の融資額又は融資枠に相当する額を極度額とする案が示されています。債務者が求めた場合に限ることの可否や、融資額又は融資枠が増減した場合の処理についても引き続き検討が必要になるものと考えられます。

⁶ なお、議論の整理（案）においては、従来の担保権の活用は否定されるものではないとした上で、既存の個別資産への担保権の上に、追加的に包括的な担保権を設定することは想定しにくいとされています。

企業再生・債権管理ニュースレター

(3) そのほか第1回事務局資料から変更がない事項

担保権の濫用防止措置として事業成長担保権者の適格要件（例えば、預金取扱金融機関や政府関係金融機関、適格性を有する貸金業者、サービサー）を設けること、事業成長担保権付のシンジケート・ローンが実務上利用できるような債権と担保権の別人への帰属を認めること、債務者の一部の事業を事業成長担保権の対象とするため目的物となる事業の特定方法等については、第1回事務局資料と同様の議論が引き続きなされています。

2. 優先順位

(1) 商取引債権者及び労働者の取扱いについて

第1回事務局資料に引き続き、事業継続に不可欠な商取引債権者や労働者等を保護しつつ、金融債権者との境界を明確に画すための制度を検討することとされ、これまでの議論内容を踏まえた商取引債権等の優先に関する案が示されています。

具体的には、売り手が債務の履行を提供した後、一定の期間内に弁済期が到来する債権、売り手が債務の履行を提供する前に、事業成長担保権者に対する通知又は登記がなされた債権、一定の期間内の貸金債権は、原則として事業成長担保権に優先するという案になっています。また、優先する～の債権の総額は、事業成長担保権の被担保債権の総額のうち一定割合を超えることができないとされています。

さらに、上記制度は倒産処理手続でも同様とすることや、事業成長担保権の設定がない場合にも保護されることとすることも、検討するとされています。

(2) 「通常の事業の過程」について

第1回事務局資料においては、財・サービスを「通常の事業の過程」で買い受けた場合は、受け取った財・サービスについて、先行する包括担保権者に対抗できることとし、それ以外の場合は、取引の巻戻しの対象となりうるとする案が示されていました。これに関連して、「通常の事業の過程」の範囲について、例えば、一般的な市場で中古機械を相当な価格で処分することは「通常の営業の過程」に含まれるかが、要検討とされています。

3. 担保権の実行手続

担保権の実行手続は、裁判所が関与する手続又は担保権者による任意実行の方法によるものとするのが想定されています。

(1) 裁判所の関与する実行手続

裁判所が事業成長担保権実行の開始決定を行い、中立・公平な立場から善管注意

企業再生・債権管理ニュースレター

義務をもって担保目的たる事業の経営並びに財産の管理及び処分を行う「管財人」を選任して、当該管財人が、担保目的たる事業を換価するという案が検討されています。

換価方法としては、事業そのものを一体として売却する方法が想定されており、手続コスト等を考慮して、競売のみならず競売によらない方法による事業譲渡を認める案が示されています。

また、事業自体の売却が困難である場合に備えて、当該事業を構成する個別財産ごとに換価する方法も認める方針が検討されています。

(2) 裁判所が関与しない任意の実行手続

裁判所が関与する上記の手続には相当の時間を要することも想定されるため、迅速な担保権実行により利害関係人の利益を守るという観点から、「方法、態様、時期及び場所その他の事情に照らして公正と認められる方法」であれば、事前に裁判所に届け出た上で、担保権者が自ら換価（任意実行）を行うことができるという案が示されています。

いかなる方法であれば「公正と認められる方法」に当たるのかが問題となりますが、この点については、相場のある市場で通常の方法で売却された場合、処分の時点において相場のある市場で適用される価格で売却された場合又は同種の資産を取り扱う業者との間での合理的な商業上の慣行に従って売却された場合には、「公正」であることが推定されるとする規定を設けることが検討されています⁷。

4. 法的倒産手続との関係

事業成長担保権は、破産手続及び民事再生手続における別除権、会社更生手続における更生担保権とすることが想定されています。

事業成長担保権の効力が法的倒産手続開始後に取得した財産に及ばないとすると、時間の経過とともに換価可能な財産が減少（事業成長担保権の価値が低下）してしまうことから、各倒産手続開始後に債務者（設定者）が取得する財産にも担保権の効力を及ぼすかについても検討されています。

また、DIP ファイナンスを保護するという趣旨から、米国連邦破産法 11 条（いわゆるチャプター・イレブン）の手続において認められているプライミング・リーエン（Priming Lien）の制度のように、民事再生手続又は会社更生手続の開始後若しくは開始前において債務者の事業継続に欠くことができない借入れが行われた場合については、裁判所が、既存の担保権者に適切な保護を与えつつも、既存の担保権（不動産を目的物とする担保権を除く）に優先する又は同順位の「特別の担保権」の設定を

⁷ 任意実行による場合についても、裁判所が関与する場合と同様、事業そのものを一体として売却する方法だけでなく、事業を構成する個別財産を換価する方法も認める方向で検討が進められています。

企業再生・債権管理ニュースレター

許可することができることとする、という案が示されています⁸。

. まとめ

以上のとおり、包括担保の導入に向けた検討が開始されているものの、その議論は緒に就いたばかりであり、解決すべき論点が多く存在します。包括担保や事業成長担保権が導入された場合、今後の融資・再生実務のあり方に大きな影響を与える可能性もあることから、各論点がどのように解決され、どのような制度となるのかを注視していくことが必要となります。

文献情報

- 論文 「International Comparative Legal Guide - Restructuring & Insolvency 2020 - Japan Chapter」
雑誌名 International Comparative Legal Guide - Restructuring & Insolvency 2020
著者 浅井 大輔、片桐 大
- 論文 「電気事業と破産・再生」
雑誌名 電気新聞 2020年5月28～29日版、6月1日版、6月3～5日版、6月8日版
著者 木山 二郎
- 論文 「新型コロナによる資金繰りの悪化 対応のポイントは？
-事業再生手続も見据えて」
雑誌名 BUSINESS LAWYERS
著者 石田 渉
- 本 『事業再生・倒産実務全書 [第1刷]』
出版社 一般社団法人金融財政事情研究会
著者 山崎 良太
- 論文 「日本企業の米国子会社・投資先の事業再生 チャプター11の活用」
雑誌名 Business Law Journal No.153
著者 石田 渉

⁸ 私的整理におけるDIPファイナンスについては、事業成長担保権の設定・極度額の変更、債権者間の合意等によって対応することとし、特段の規定は置かないこととする方針が検討されています。

企業再生・債権管理ニュースレター

- 論文 「With コロナにおけるリストラクチャリング・事業再生局面の M&A」

雑誌名 MARR (Mergers & Acquisitions Research Report) 2020 年 12 月号

著者 石田 渉
- 論文 「コスト増、トラブルを回避する各国別 海外事業「縮小・撤退」の実務ポイント アジア各国 タイ、インドネシア、フィリピン、インドを中心に」

雑誌名 ビジネス法務 2021 年 1 月号

著者 石田 渉

NEWS

- **asialaw Profiles による"asialaw Profiles 2021"にて高い評価を得ました**

asialaw Profiles による"asialaw Profiles 2021"にて、当事務所は"Recommended firms"として紹介され、13 の分野と 8 の業種で高い評価を得ました。また、当事務所のバンコクオフィス (Chandler MHM Limited) およびヤンゴンオフィスも "Recommended firms"として紹介され、各分野で高い評価を得ております。
- **asialaw Profiles による"asialaw Leading Lawyers 2021"にて高い評価を得ました**

asialaw Profiles による"asialaw Leading Lawyers 2021"にて、当事務所の弁護士 35 名が高い評価を得ました。(日本オフィス 29 名、バンコクオフィス 6 名)
- **IFLR1000 's thirtieth edition にて高い評価を得ました**

当事務所と当事務所の 31 名の弁護士が高い評価を受けております。事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を受けております。
- **Chambers Asia-Pacific 2021 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia-Pacific 2021 で、当事務所は日本における 17 の分野で上位グループにランキングされ、当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。当事務所のバンコクオフィスおよびヤンゴンオフィスにおいても上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が高い評価を得ております。
- **MHM D&I Policy を公表いたしました**

当事務所では、ダイバーシティ & インクルージョンを推進するために、MHM Diversity & Inclusion Policy を策定・公表いたしました。

詳細は、当ウェブサイト「[Diversity & Inclusion](#)」をご参照ください。また、当事務所におけるダイバーシティ & インクルージョンに関する取り組みについては、

企業再生・債権管理ニュースレター

[特集ページ](#)も併せてご参照ください。

➤ **新型コロナウイルス対応 参考リンク集**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関する官公庁等の最新公開情報のリンクをまとめました。今後、随時アップデートしてまいります。

日本語版は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)、【緊急特設】新型コロナウイルス感染症関連情報は[こちら](#)をご参照ください。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com